

五泉市空き家等対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小子高齢化、人口減少が進む中、今後、空き家、空き地が増加することが想定されることから、その対策を検討していくため、五泉市空き家等対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に提言するものとする。

- (1) 既存の空き家、空き地の対策に関すること。
- (2) 今後発生が予想される空き家、空き地の対策に関すること。
- (3) その他、空き家、空き地の対策に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選により選出するものとし、副委員長は、委員のうちから委員長の指名により選出するものとする。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、当該会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、環境保全課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。